ドメスティック・バイオレンス DV をご存じですか?

「ドメスティック・バイオレンス(DV)」を直訳すると「domestic = 家庭内の、violence = 暴力」となりますが、一般的には、「配偶者やパートナーなど親密な関係にある(あるいはあった)者からの暴力」を意味します。

DVは、長い間「家庭内の個人的な問題」として扱われてきました。DVが重大な人権侵害であるにも関わらず、見過ごされてきた背景には、家庭や職場など、社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている状況や過去からの女性差別の意識などがあります。

DVを防止し根絶するためには、男女の人権を尊重し、お互いを認め合える社会を実現するとともに、 暴力を許さないという意識を広く浸透させて、社会全体で取り組んでいかなくてはなりません。あなた の身近にも、DVで悩んでいる人がいるかもしれません。皆さんも一緒に考えてみましょう。

◆これらの行為はDVに見られる例です

殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」「性的暴力」なども暴力です。

◆身体的な暴力

- ・殴る、蹴る。
- ・殴るふりをする。
- ・物を投げつける。

など

◆経済的な暴力

- ・生活費を渡さない。
- ・仕事につかせない。
- ・洋服などを買わせない。

など

◆子どもを巻き込んだ暴力

- ・子どもに暴力を見せる。
- ・子どもを危険な目に遭わせる。
- ・自分の言いたいことを子どもに言わせる。など

◆精神的な暴力

- ・大声でどなる。
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う。
- ・外出を禁止する。

など

◆性的な暴力

- ・子どもができないことを一方的に非難する。
- ・避妊に協力しない。
- ・中絶を強要する。

など



◆困ったときの連絡先

もしあなたが被害にあっていると思ったら、すぐにご相談ください。

実 施 機 関 名	電話番号	相 談 日 時
栃木県婦人相談所	028-622-8644	月曜日~金曜日(電話)午前9時~午後8時 (来所)午前9時~午後4時
パルティ相談室 (配偶者暴力相談支援センター)	028-665-7714	火曜日~日曜日 午前9時~午後4時 ただし、第2水曜日は正午まで
あなたの相談室 (栃木県警察本部)	028-627-9110 9110	毎日 24 時間
ウィメンズハウスとちぎ (認定NPO法人)	028-621-9993	月曜日~金曜日 午前10時~午後4時
女性の人権ホットライン	028-627-3855	月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時
下野市健康福祉部児童福祉課 (母子自立支援員・婦人相談員) 石橋庁舎1階	52-1114	月曜日~金曜日 午前9時~午後5時